

隣り合う土地 売る人も！買う人も！

補助金
最大 **50** 万円



「狭い」「再建築ができない」など
単独では流通しにくい土地を
隣地と一体化して使うことで、
使われていない土地の有効活用や
ゆったりとした住まい方を応援するため、
売買にかかる不動産仲介手数料や登記費用等を補助します。

空き地活用応援制度 | 隣地統合型

主な要件 令和6年4月に要件を見直しました

双方からの
交付申請が必要です

次のいずれかを含む隣地統合であること

- 狭小地等 平成30年10月時点で100㎡未満の土地
- 無接道地 建築基準法第42条第1項・第2項の「道路」に2m以上接していない土地



詳しくはこちら

隣地統合する土地は次のすべてを満たすこと

- 原則宅地(通路は除く)
- 土地どうしが2m以上接している
- 建物がある場合はその建物も購入する
- 統合後10年間は一体として利用すること。
ただし、100㎡以上/筆になるように分筆することは可
- 買主・売主どちらか一方は個人である取引によって統合されること。

対象者	買主	売主
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 不動産仲介手数料 所有権移転登記等の費用 合筆に必要な測量・明示・登記費用 	<ul style="list-style-type: none"> 不動産仲介手数料 売却に必要な測量・明示・登記費用
補助金額	最大50万円	最大50万円

この補助
使えるかな?



すまいるネットに
相談

交付申請

2025年1月31日まで
※予算がなくなり次第終了

交付決定通知
受取



交付決定前に売買や対象事業の契約を結んでしまうと、補助対象とすることができません。
必ず契約前に、時間の余裕を持ってご相談ください。

補助金受取

実績報告

2025年3月31日まで

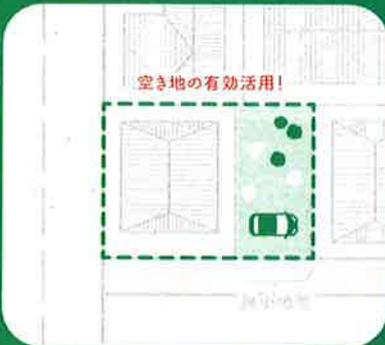
売買代金や
登記費用等の支払い

売買や
登記等の契約

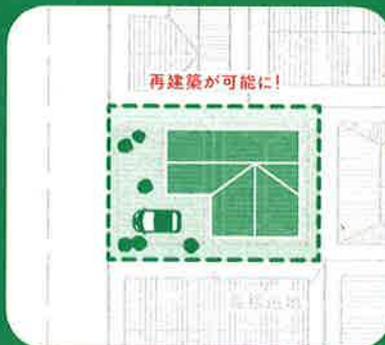
例えばこんな使い方

法人でも
OK

例1 隣の狭い空き地を購入して、
駐車場や庭に



例2 無接道地を含む一角を購入して、
広い戸建を新築



古い家の解体には
解体補助も使えるかも



最大100万円



問合せ・申請窓口



神戸市すまいるの総合窓口
すまいるネット

☎ 078-647-9933

FAX 078-647-9912

〒653-0042

兵庫県神戸市長田区二葉町5-1-1 アスタくにつか5番館2階

受付時間 10:00~17:00(水曜・日曜・祝日を除く)

すまいるネット 神戸 検索

HPはコチラ

